

平成 25 年度 第 2 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会
議事概要

1. 開催日時：平成 25 年 7 月 26 日（金） 午後 1 時～午後 3 時
2. 開催場所：公益財団法人 JKA 4A・B 会議室
3. 議題
 - (1) 平成 26 年度補助方針(案)について
 - (2) その他
4. 報告事業
 - (1) 平成 23 年度補助事業評価の公表について
 - (2) その他
5. 補助事業者プレゼンテーション
 - (1) 社会福祉法人 安房広域福祉会
 - (2) 社会福祉法人 パール

<資料>

- 資料 1 : 平成 26 年度補助方針（案）
資料 2 : 平成 26 年度補助方針（案）新旧対照表
資料 3 : 平成 26 年度補助事業の補助方針の見直しについて（案）
資料 3-1 : 平成 23 年度分野別評価を受けた補助方針検討結果
 (機械工業振興補助事業)
資料 3-2 : 平成 23 年度分野別評価を受けた補助方針検討結果
 (公益事業振興補助事業)
資料 4 : プレゼンテーション資料

<参考資料>

- 補助事業審査・評価委員会規程
補助方針 他

6. 出席者

小松隆二委員（委員長）、栃本一三郎委員（委員長代理）、大江守之委員
千田彰一委員、早野透委員、原田宗彦委員、村林裕委員、山岸秀雄委員、
山谷清志委員

[事務局] 石黒会長、笹部常務理事、松川部長、松下次長、菊池課長、菅沼課長、
西上課長補佐

7. 定足数／資料の確認（西上課長補佐）

本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。これより「平成 25 年度第 2 回公益事業振興補助事業 審査・評価委員会」を開催させていただきます。

JKA 補助事業部の西上と申します。よろしくお願いたします。

はじめに、本委員会の開催にあたりまして、「補助事業審査・評価委員会規程」第 7 条第 1 項の規定に基づき、定足数の確認をいたします。現在、全委員 14 名中 7 名のご出席をいただいております、2 分の 1 の委員数を満たしておりますので、本委員会が成立しますことをご報告いたします。

尚、本日の会議は公開で行います。時間は全体で 2 時間を予定しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。インデックスが付いて各資料が綴じられているかご確認いただきたいと思います。

本日のプレゼンテーションは、社会福祉法人安房広域福祉会様、社会福祉法人パール様による事業紹介を予定しております。

以上、資料につきまして、過不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれより議事に入らせていただきます。小松委員長、議事の進行をよろしくお願いたします。

8. 議事

(1) 小松委員長挨拶

それでは「平成 25 年度 第 2 回公益事業振興補助事業審査・評価委員会」を開催いたします。議題 1「平成 26 年度補助方針(案)」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(2) 「平成 26 年度補助方針(案)」(資料 1)

「平成 26 年度補助事業の補助方針の見直しについて (案)」(資料 3)

「平成 23 年度分野別評価を受けた補助方針検討結果」(資料 3-2)

の説明（事務局菅沼課長）

JKA 補助事業部企画・評価課の菅沼と申します。資料 3-2 をご覧ください。左側から、事業を取り巻く環境、留意事項と記載がございます。前回の審査・評価委員会及び

評価作業部会で各委員からいただいたご意見を真中の行に、評価委員会及び評価作業部会における主な意見ということで、取りまとめております。

こちらを踏まえまして、JKAとして検討した状況を次の行で、そして、最後に補助方針への反映ということで記載し、この資料に平成26年度補助方針の検討経過をまとめています。

資料3をご覧ください。平成26年度補助方針の見直しに関する変更点をまとめています。公益関連として7項目、公益・機械の共通事項として1項目、計8項目ございます。こちらの変更点につきまして、資料2新旧対照表にもとづき、ご説明いたします。

(2)「平成26年度補助方針(案)」新旧対照表(資料2)の説明

(事務局説明)

<質疑・審議>

委員長：ありがとうございました。これまでの議論や経緯を踏まえて、委員の先生から出された意見は可能な限り取り入れ、かなり積極的に前向きに大きく変更されていると思います。具体的な対応だけではなくて、地域との結びつきの重視など、理念的にも大変良くなっていると思います。ご意見、ご質問等お願いいたします。

A 委員：委員長がお話しされたように、資料3の公益関連の変更点は大変要領よく(6)から(12)にまとめられて、なおかつ、理念的なところで、地域で取り組むということを表記したり、従来の車両整備等福祉活動というわかりづらい表現を、幸せに暮らせる社会を創るための活動や車両・機器等の整備とすることによって補助を行う目的を明確化したことは良いと思います。自己評価もそれに対応したかたちで、手直しをするべきだと思いますので、その点はお願いたします。それから、今の説明にもありましたように、防災に関することについてですが、防災ネットワーク作り、震災へ対応するネットワーク作りにおいてJKAが取り組むことは何かということ、もう少し検討していく必要があると思います。

委員長：ありがとうございました。他に、いかがでしょうか。

B 委員：基本的な質問で恐縮ですが、JKAからの補助の他に、別の助成団体、補助団体から補助を受けているかどうかという点は何か考慮されているのでしょうか。

事務局菊池：他団体からの補助につきましては、申請時に補助事業者様からの申告ということでお聞きしております。基本的には同一の事業で他団体からの補助を受けている場合は、補助はしないことになっています。

委員長：他に、いかがでしょうか。

C 委員：資料3の機械関連において、複数年の研究計画の申請を認めると表記されて

います。複数年事業に関する公益振興事業と機械振興事業との違い、あるいは、複数年ということに対する公益事業に関しての考え方を教えてください。

事務局菊池：公益事業につきましては、複数年にわたって継続して事業を実施される継続事業者様はいらっしゃいますが、考え方としては原則単年度で補助をお出しする、というスタンスでございます。

C 委員：公益事業における継続事業者と、研究補助における2年を前提とした補助の違いについて、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

事務局松川：今回、研究補助事業については複数年を認めましたが、この研究補助事業に初めて取り組んだ平成23年度の評価の際に研究者の方にアンケートを取らせていただきました。ご利用いただいた先生方からは、1年目は基礎研究に充てて2年目はそれを応用した研究にしたい、研究というのは試行錯誤を繰り返しながら進めていくもので想定通りに運ばない、しかも年内に終わらせるというのはなかなか難しいといったご意見をいただきました。やはりある程度のスパンがあって、複数年の中で、一つの研究をやり遂げるといった方が使いやすいということで、研究補助に関しては複数年の取組みという考え方を取り入れることとし、平成26年度の補助方針に反映しました。

A 委員：JKAの補助事業の場合は、内示がいつ頃出て、何月ごろから研究を開始することが出来るのですか。12カ月のうち、実質的に何カ月ぐらいで研究を実施することになるのですか。

事務局松川：延長というのも一部認めていますので、そういった部分を含めると1年以上実施できるケースもございます。

A 委員：他の助成ですと、中には半年とか、実質的にはもっと短い期間で研究を実施しないといけないケースもあります。我々研究者の間ではそれは非常に困りますので、そういう意味では研究補助については、2年という期間設定があればうまく回るのではないかと思います。

委員長：ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

D 委員：資料3の(6)ですが、今回この文章が入ったことは評価したいと思います。ただし、具体的にどういったかたちで実際の補助に結び付けていくかということですが、地域の中で結び付けていく、共生社会を目指す活動支援というのは平成26年度補助方針(案)ではあまりうまく表現できていないような気がします。今回の改善事項に対応したかたちで、どのように実際の補助事業に結び付けていくのかというあたりをお伺いしたいのが1点。さらに、資料3-2高齢者に関する留意事項にJKAの補助事業としてできることを検討すると書かれていますが、どういうことを検討されているのか教えていただければと思います。

事務局松川：先ず1点目については、前回の審査・評価委員会及び評価作業部会の中で、やはり、これからの社会福祉というのは、児童、高齢者、障害者への対応を

連携しながら取り組むというのが基礎になるとのご意見をいただきました。特に、地域の中で共生していくということが重要なポイントとなっていくだろうといったご意見があったことから、当初は、連携という言葉を外しておりましたが、そういった先生方のご意見を踏まえて、この連携を図る活動ということを前文に入れました。2点目の高齢者に関する検討状況ですが、これまでの議論の中で、独居高齢者対策などという具体的な話もありました。この部分についても我々として取り組んでいかなければならないことだと、これまでの会議でもお答えさせていただいております。独居による地域との隔絶の問題は高齢者だけでなく、さらに年齢が下の世代からすでに社会の中で始まっているのご意見もいただきました。そういった部分を踏まえて、文言を高齢者だけではなくて、やはり連携するかたちで取り組まなければならない事業ということで捉えて連携を図るといった文言を入れさせていただきました。この時点ではまだ具体的な取り組みというかたちがイメージできなかった部分もございます。委員のご意見を踏まえて、今回、いわゆる補助メニューの中に入れることによって、明確にするようなかたちに変更させていただきました。

E 委員：資料2の16ページ(3)国際交流に関してですが、25年度の文言から、経済・観光が外れて、学術・芸術という文言に変わった背景を教えてくださいか。

事務局菊池：国際交流につきましては、機械・公益双方で補助を出していたという側面がございます。現在、補助を受けている事業者様は、実のところどちらかというと、主に経済的な研究やシンポジウムの開催といった活動をされているのが現状です。それを平成26年度につきましては、機械のメニューの中に人材育成を加えて従来の経済に関する国際交流の受け皿を作り、その代り、公益の国際交流につきましては、本来の公益という趣旨に立ち返り、経済や観光ではなく、学術や芸術といったものを国際交流の中に入れて、機械と公益、双方の棲み分けを行ったと言うところです。

委員長：私の印象では、これまで公益と経済をうまく調和させたような申請がこれまでほとんどありませんでした。公益と経済がどうもうまくなじまないために、経済に対する補助は取り下げようということになったと理解していただければよろしいかと思えます。

E 委員：観光の話は、議論になったのでしょうか。

事務局松川：観光について議論があったと言うよりは、新旧対照表の13ページを見ていただきたいのですが、機械の補助メニューに国際競争力強化に関する標準化というのがございまして、機械の方でも国際的な活動について補助を行ってきました。このメニューにおいて、交流を図るといった事業への補助が必要ではないかということで、機械の方でこの整理をして、人材育成や交流と

いったものも対象とするという議論が平行してございました。これと併せて、今、委員長からも言っていただきました通り、公益の方でも、本来の公益のかたちに従った、学術や芸術といった部分を中心とした国際交流活動についての補助を行うべきではないかということで整理して、学術・芸術に変更しました。

E 委員：あまり実用的なテーマというよりも、もう少し高尚なアカデミックな方がいいというイメージでしょうか。応募する方からすると、学術と言われるとかなり抽象的な面があるので、経済・観光だとわかりやすいかなと思った次第です。

委員長：他に、いかがでしょうか。

C 委員：資料2の16ページですけど、体育・スポーツという表現は、体育を取ってスポーツだけにしたほうが良いのではないかと思います。いろいろな意図でそのまま残っていると思いますが、次回補助方針作成時への要望保留事項としてこの意見を残していただければと思います。学校教育の体育にはまた違った意味合いがありますのであえて言いませんが、JKA補助事業に関しては、体育という言葉を残すことは、必ずしも意味は無いかと思います。

事務局笹部：これにつきましては2年ぐらい前でしょうか、以前もご指摘をいただきまして、また今回も同じようなお答えになるのですが、新旧対照表の1ページをご覧ください。下から3、4行目あたりに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助という表現がございます。この表現は、自転車競技法及び小型自動車競走法に書かれている文言をそのまま使用しております。この体育という表現がなされたのは、昭和37年当時からの表現です。当時スポーツという表現があったかどうかわかりません。今の時代の感覚からすれば、当然スポーツという表現が妥当かと思います。ただし、法律上、体育という言葉が使用されていますので、敢えて補助方針の中でも体育という表現を残しています。社会に向かって補助方針を出す場合にはスポーツという表現だけでも問題はなかろうと考えますが、体育という言葉も併記しております。

委員長：よろしいでしょうか。それではただ今の議論を踏まえまして、議題1平成26年度補助方針(案)の公益事業振興補助事業の該当部分について、承認をするということでよろしいでしょうか。

一同：はい。異議なし。

委員長：ありがとうございました。それでは、この内容で本委員会として決定し、「補助事業審査・評価委員会規程」第15条の規定に基づきまして、この審議結果をJKA会長に報告することとなっておりますが、本日は会長が出席されておりますので、報告に代えさせていただきます。

それでは、補助方針公示に向けた今後のスケジュールについて、事務局より

説明願います。

(4)「補助方針公示に向けた今後のスケジュールについて」(事務局西上課長補佐)

先週、7月17日に「第2回機械振興補助事業審査・評価委員会」を開きまして平成26年度補助方針(案)の機械関連の部分につきまして、ご承認をいただいております。本日、公益部分に関しましてご承認をいただきましたので、この後8月1日に予定されている本財団の理事会での議決を経まして、8月1日午後3時から私どものホームページで公示するよう手続きに入ってまいりたいと思います。ご審議ありがとうございました。

委員長：それでは、報告事項、「平成23年度補助事業評価の公表について」事務局からご説明をお願いします。

(5)「平成23年度補助事業評価の公表について」
(事務局説明)

<質疑・審議>

委員長：ありがとうございました。以上、評価の公表について説明いただきました。

ご意見、要望、感想等ございませんでしょうか。

特段ないようですので、「平成23年度補助事業評価の公表について」は、以上の通りとさせていただきます。

続きまして、本日は補助事業者によるプレゼンテーションを予定しております。本件について事務局からご説明等をお願いいたします。

9. プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション資料の確認(事務局西上課長補佐)

本日は、補助事業の事例紹介を目的に2事業者様、社会福祉法人安房広域福祉会様、社会福祉法人パール様にお越しいただいております。

はじめに社会福祉法人安房広域福祉会様より、プレゼンテーションを行っていただきます。安房広域福祉会様は、平成23年度グループホーム、ケアホーム一体型施設を建設されまして、その様子につきまして、ご紹介いただきます。なお、この事業以外に私どもからの補助といたしまして、過去に2件、福祉車輛の補助を行っております。では、よろしくお願いたします。

(2) 補助事業名

「障害者グループホーム・ケアホーム一体型施設建築補助事業」

社会福祉法人 安房広域福祉会

中里ワークホーム 施設長 岡田義之 様

はじめまして、社会福祉法人 安房広域福祉会の岡田と申します。よろしくお願ひいたします。JKA から私ども補助をいただきまして、平成 23 年度にグループホーム、ケアホームの建設をさせていただきました。この事業によりまして、私どもの施設を利用されている利用者の方々がどんな生活をして、どのように役立てられているか、ということを中心にお話を進めさせていただきたいと思ひます。今日は、法人のパンフレットも配らせていただいておりますので、先ずは、法人の概要の方から、少しお話をさせていただきたいと思ひます。

私どもは千葉県の安房地域、千葉県が一番南、館山に法人がございます。昭和 62 年に安房広域福祉会という法人を設立いたしました。私どもの施設のすぐ隣には千葉県立の安房特別支援学校、当時の養護学校がございます。この安房地域には障害のある方々を支援する施設が、この昭和 62 年当時は全くございませんでした。近くですと袖ヶ浦や、千葉の施設を利用するしかない。そういう状況で支援学校の高等部を卒業されて、その後、どうしても行くところが無いわけで、親御さんたちが一生懸命活動され「中里の家建設会」という団体を作りました。寄付を集めたり、運動したりと施設建設を進めてきましたが、大きな経費が掛かる事業ですので、なかなか建設までこぎつけません。安房には広域市町村圏事務組合、当時、11 市町村あったわけですが、その組合に陳情いたしまして、そこで、これを広域圏の事業として採択していただきました。広域圏で、昭和 62 年に「安房広域福祉会」という法人を設立いたしまして、パンフレットの最初に出てまいります「中里の家」という施設を創設いたしました。このような経緯で広域福祉会という法人名になっております。法人ができて、施設ができましたので、その後の経営は法人に任せられて、現在は何か新たな事業について広域圏から何か補助とかそういったものは無く独自で経営しております。

そこで現在中心的な施設は、指定障害者支援施設「中里の家」、平成 7 年の「中里ワークホーム」、児童デイセンターこすもす等を運営しております。この児童デイセンターこすもすは働くお父さん、お母さんの支援をするために必要ということで創設し、定員 20 名の児童支援施設です。この施設の課題は利用状況が安定しないというか、ちょうど今、夏休みは受けきれないぐらい利用希望者の方が多く、普段は 20 名定員があれば十分足りているところですけど、現在は実際には 20 名を超えています。現在 150%まで、1 日受入れが認められますので、25 名まで受け入れて対応していますが、それでも受けきれずに、お断りさせていただいている状況です。

それから生活介護事業所「桜の里」定員 20 名は、障害の重い方々の日中サービス事業所として昨年 8 月に創設いたしました。

また、ケアホームは現在3か所ございます。JKA からいただいた補助によるケアホーム平砂浦、以前からございます「はばたき」と「ほほえみ」の合計3か所に加えて、この8月1日からもう1か所ケアホームを開所いたします。

障害者就業・生活支援センター、これは施設を利用されている方々だけではなくて、安房地域で障害のある方々が就職を希望される、そうした方々の支援を担当し、実際に実習から就職のお手伝い、就職後のケアまで務めています。現在、180名程の登録者の方々のお世話をさせていただいております。また福祉作業所、これは館山市の作業所です。現在、指定管理者として運営をさせていただいております。もうひとつ、店舗とございますが、これは「ふれあいショップ平砂浦」といいます。中里ワークホームは就労系の施設でございますので、様々な製品を作っております。その販売事業所一か所、それから「和麵屋中里」というお蕎麦店ですが、これは、中里ワークホームの従たる事業所で、障害のある方々には店の業務を提供し、働いていただいております。こうしたお店の2店舗経営をさせていただいております。以上が当法人の現況でございます。

次に今回、ケアホームの建設の経緯というところをお話しさせていただきますけれども、先ほどこの会議の冒頭にもございましたグループホーム、ケアホーム、これは機能的には全く同じものでございます。JKA からの補助の時は、当初グループホームという名前をお願いしていた訳でございますが、グループホームにつきましては、障害程度区分が1以下の方、それから、ケアホームについては2以上の方という区分になります。私ども8名を「ケアホーム平砂浦」に受入させていただいておりますが、当然障害程度区分が違いますので、全員がグループホームというわけにはまいりません。それで一体型ということで、グループホーム・ケアホームというかたちで事業を開始しました。

ケアホームの建設経緯ですが、中里ワークホームにつきましては現在、70名の利用定員がございます。そのうち、30名の方は入所です。施設入所支援を受けています。そして昼間は、施設のお仕事、あるいは、外の事業所にお仕事に行っている方々がございます。現在は、施設入所から地域生活への移行ということが一番の重要課題となっております。施設入所支援について、「中里の家」という更生施設も入所ですが、ここは昭和62年の古い建物ですので、4名部屋が中心です。利用者一人当たりのスペースが当時の規格ですと3.3 m²、「中里ワークホーム」につきましては、その次の平成7年ですから、少し一人当たりの面積が拡がりまして6.6 m²。現在、個室が若干と大半が2人部屋という状況であります。2人部屋ですと13.2 m²のひとつの部屋の中に2人で生活しており、これは非常に手狭です。やはり、利用者間のトラブルも正直ございますし、生活のしにくさというのもございます。ですから、できれば施設入所の定員を減らしたい、10名減らすことによって、全員が個室になれるという状況があります。ですから、ケアホーム、グループホームを建設して、そちらに移行していただくということで、ケアホームを建設することになりました。また、地域で生活されている方々の中にも、日中、昼間はワークホームをご利用されていて、家族の高齢化によってこれから先どうしようという相談を受けるケースもございます。こうした方々が安定した生活環境の中で生活できる場が必要だということで、

ケアホーム、グループホームの計画を進めてまいりました。

平成24年6月からケアホーム平砂浦の事業を開始し、現在、定員8名、男性6名、女性2名が利用されています。障害程度区分で、区分1以下の方がグループホーム対応になります。ケアホーム平砂浦では区分1が1名、他の7名は2以上となり、よってグループホーム1名、ケアホームが7名となります。その違いというのは建物、ハード的には全く同じですが、職員の人員配置の基準が違うことのみです。利用者の状況はワークホームの入所部から移行した方が5名、在宅でご両親と生活されていて移ってこられた方が2名、それからもう1名は児童養護施設からまいりました。この中で、実際に会社勤務、就労されている方は4名いらっしゃいます。35歳の男性は清掃会社で、8時間お仕事をされています。31歳の男性、この方も、コンクリート成型の会社でお仕事をされています。40歳の男性、この方は近くのホテルの厨房の洗い場でお仕事をされています。19歳女性、この方は病院の清掃とかベッドメイクのお仕事をされています。

59歳の方、高齢ですが、この方は、ワークホームの入所部にいらっしゃいましたが、大勢でざわついた生活環境よりも、少ない人数の中でゆっくりと生活させてあげたいということで、移行していただきました。

在宅から利用になった2名については、44歳男性、この方は両親は健在ですが、高齢になり支援が難しいと、また、ご兄弟の方も今後は同居は難しいと、相談を受けまして、それならば私どものケアホームにということで利用いただきました。40歳男性の方も父と二人暮らしでしたが、父が精神障害になられて、また高齢で老人施設に行かれ、単身で生活されていました。そこで、相談があり、私どものケアホーム利用となりました。19歳の女性は東京の方ですが、幼少の頃から館山の養護施設で生活をされていました。本人がよくお話しされるのですが、私は、もう気が付いたら養護施設にいたと。まったく家庭での生活を知らないそうです。その養護施設から地元の学校に通い、障害は軽いですから、高校卒業されました。まずは就職をということで、私どものセンターと養護施設で、実習を何回か行い就職をいたしました。ただ、今後の生活の場が無いわけです。ちょうどその時に私どものケアホームの計画がありましたので、ケアホームに入ることができたというケースです。ケアホーム平砂浦はこういう状況の皆様に生活をしていただいております。

これが今回補助をいただきまして建設をいたしました「ケアホーム平砂浦」の建物の外観です。当初2棟ということで考えていました。1棟8名で16名という計画でしたが、県の指導の中で同一敷地内に10名までと、ちょうど計画を進めている時にこのような指針がはっきり出されました。土地の有効活用という点では残念な思いがありますが、今後もケアホームは必要ですので、また計画をしていきたいと考えています。

あとは日常の様子ですが、皆さん、朝それぞれの職場、あるいは、就職されていない方は、ワークホームの日中活動に、ケアホームで朝食を済ませて出勤していきます。そして夕方、それぞれ帰ってきます。食事は、今まで30名という大きな食堂でしたが、こうして8名で、ゆったり食事ができるようになりました。食事後の片付けは、施設ですと、厨房職員が行います。どちらが本人たちにとって良いのかということもありますが、できる

方については、自分たちで食べたものは自分たちでお片づけをしていただくなど、生活訓練もさせていただいています。

施設入所の2名1部屋というのは、非常に難しいのが現状です。30名障害のある方々が生活していると、必ずトラブルがあったりとか、この人とこの人すごく相性が悪いだとか、それが本当に難しくて、始終部屋替えをしていました。それが解消されて、自分の部屋として、自分の持ち物がある程度持ち込んで、そこで自分の生活ができるということで、非常に楽しそうに安定した生活をされています。

最後にケアホームを開設して、一番変わったと思うことは、私も実際に宿直にも入るのですが、自分の力で生活しているという自信を見せてくれるようになった点です。自分の住まいの空間ができたことによって、自信を持って生活している様子が伺えます。それと、日々の生活が安定してくると、仕事も安定してきます。先ほどの清掃会社の方は、それまで施設入所支援で、そこから仕事に行っていました、「今日は休みたい」とか、「嫌になった」みたいなことが度々あり、何とか支援しながら続けてきましたが、今は、そうしたことは本当になくなりました。自分の部屋をもって、自分で自信をもって、お仕事に行けるということは、仕事、その他の生活の安定に深く繋がっているとつくづく感じます。それから、周辺地域の住民の方々との交流ですが、田舎の地域ですから、近所のお祭りになると、青年団と一緒に御神輿を担いたりとか、そういう交流が深まってきてます。また、高齢の利用者がゆっくりと生活できる場でもある等、たくさんのメリットがあると感じています。

それから先ほどお話ししましたが、地域で生活している障害ある方が多くいらっしゃいます。高齢化が進んでいる地域ですから、ご両親や、それからご兄弟の方が介護支援していくという事がなかなか難しいのが現実です。ですから、やはり、私たち福祉の手で、なんとか、生活の場を作っていかなければならないと思いますので、今回のケアホーム、グループホームの建設には大きな効果があったと評価しています。

最後にケアホーム平砂浦も地域の中の一員ですので、地域の方々とのかかわりを大切に利用者の方々一人ひとりがこれからも安定して生活できるような支援を続けていきたいと思えます。もう1棟建設できれば入所部の方も個室化が進み、安定していけると思えますので今後とも、機会があれば、ケアホーム、グループホームの創設を検討していきたいと思えますし、今後も支援をお願いできればと考えています。

以上、私どもの取組みをご紹介させていただきました。ありがとうございました。

<質疑>

委員長:ありがとうございました。それでは、ただ今のプレゼンテーションについて、何かご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

D 委員:横浜なんかですと、自分で建てなくて、地主さんから一括借り上げというケースが多かったりするようですが、安房ではそういうかたちは難しいので

しょうか。

岡田様：最初は、建設前に施設の裏に敷地がございまして地主さんとお話をいたしました。しかしながら、結構経費が掛かるということで、実際断られてしまったり、なかなか難しい面が多いです。土地を買って、建物を建てますと、当然、補助はすごく助かりますが、法人としてもかなり経費を捻出しなければなりません。今、ひとつ考えているのは、この地域はもともと別荘地として、空いている別荘があります。それを買って、ケアホームに活用していきこうという考え方はあります。しかし、用途変更、消防法の問題、これがなかなかクリアできないというのが一番大きな課題です。100㎡以下ですと問題はありますが、100㎡を超えてしまうとどうしても一般住宅という用途の中ではケアホームの認可がおりませんので、そこを改修し共同住宅または寄宿舎の用途変更でいかなければならず、大きな経費が掛かってきます。ですから、今、お話をいただきましたような方法の中で、地主の方に提案していくということも有効な方法かと思えます。

委員長：他に、いかがでしょうか。

F 委員：全体として何人ぐらいで運営しておられるのでしょうか。

岡田様：現在、法人職員全部で120人です。

F 委員：たくさんの施設は、それぞれ分担してということですか。

岡田様：そうです。それぞれの施設に、職員配置がなされています。

D 委員：ケアホーム、グループホームの場合はスタッフの離職率が高いということを知っていますが、そのあたりはいかがでしょうか。

岡田様：私たちの法人の中では離職率の高さというのは、あまりありません。地方ですので、地域に残っている方々にとってはどうしても仕事の手が少ないということもあろうかと思えますし、比較的安定して仕事ができる職場だとは思っています。

ただ、新たに人を雇用するのは難しいのが現状です。昨年も職員募集をしましたが、思ったようには集まらない状況です。

A 委員：東京では空き家率が高くなっているのでも、空き家をグループホームに活用したら空き家の解消にもなるし、地域にもいいことになると思うのですが、建築条例が厳し過ぎて、造れないんですね。グループホームとか協議会でぜひ、申し入れをしたほうがいいと思います。もう一つ、新築の場合にはいいのですが、スプリンクラーを別荘とか、既存の施設につけようとする、大変なんですね。

岡田様：そうですね。廊下幅、階段幅の改修と言われてしまいますと、ほとんど壊して作り直さないといけない状況になってしまいます。

委員長：他に、いかがでしょうか。それでは社会福祉法人 安房広域福祉会のプレゼンテーションをこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局西上：それでは、続きまして、社会福祉法人 パール様のプレゼンテーションに移りたいと思います。社会福祉法人 パール様は平成 23 年度は高齢者福祉に関する事業に補助を受け、本財団の補助はここ 10 年ほど、継続して利用されています。

それでは、よろしく願いいたします。

(3) 補助事業名

「お年寄りが幸せに暮らせる社会を作る活動補助事業」

社会福祉法人 パール

理事長 新谷 弘子様

相談員 児玉 高義

ただいまご紹介いただきました社会福祉法人パールの理事長 新谷でございます。私は、戦前、戦中、戦後を生き抜いてきた一人でございます。戦後の焼け跡から這い上がり、昭和30年に日本女子大社会福祉学科を卒業し、都庁に就職いたしまして、民生局の福祉事務所のケースワーカーとして10年間仕事をしました。その間に結婚し、子どもを育てました。新しい福祉の考え方を大学で学び、ケースワーカー、ソーシャルワーカーとしての仕事は私のライフワークだと思って、人生の限り、最後までやり抜こうと思っております。まだ介護保険ができる前に、アメリカにしばらく行きまして、いろいろと学んで帰ってきたあと、日本の地域の人達は、地域に本当に溶け込んでいない、助け合って生きていないと、特に東京の状態を憂いました。アメリカの小学校、中学校で育てた私の子どもの教育と日本の教育を比較してみると本当に違います。自分の意見を言えない日本人、自分の思ったことを行動に移せない日本の子供達に比べてアメリカの子どもたちは小さい時から学校でも家庭でもそれらを身に着けており、社会に貢献し自分の存在を認めてもらうことに価値を置くという教育を目の当たりにしまして、日本に帰ってきてから福祉教育というものを切り開きました。その時に全国社会福祉協議会（全社協）に応援していただきまして、最終的には、「社会福祉活動教育研究所」を作りまして、いろいろな多目的の障害者、子ども、老人、あるいは地域福祉、あるいは婦人問題、高齢者問題、いろいろなことを含めて、ボランティア活動してきまして、その一つの集大成が社会福祉法人パールの原点でございます。

パールには理念が三つございまして、一つ目がそれぞれの人が人間らしく生きること、二つ目がその人らしい生き方を尊重する、三つ目は介護を受ける人、あるいは、する人、それぞれの人を互いに尊重し合って、共に生きること。この三本が私の理念でございまして、職員の健康を維持し教育のレベルを上げる、あるいは、地域の人達と一緒に安心して生活できる地域を作っていく、地域に根差した拠点としての活動が理念の目標でございます。

かつては、高齢者は高齢者、障害者は障害者、子どもは子ども、婦人は婦人、あるいは地域は、町会は町会、商店会は商店会と、みんな別々に、権力闘争をしたり、自己主張をしたりして、地域に馴染んでおらず、いっしょになって問題の解決をすることができていませんでした。これは大きな問題だと思ひまして、ヨーロッパへ三週間大勢の人と、アメリカは別に行きましたけれども、フランス、ドイツ、イギリス、スウェーデンと見て回ひまして、それぞれの人らしい、人を尊重する対応というものに大きく感激しました。その翌年、平成2年に日本に帰ってきました、厚生省と全社協の皆さんと話し合ひ、東京都にも応援していただいて、より良い地域ケアを探る国際セミナーというものを、全社協・灘尾ホールで開きまして、全国から二百数十名集まりました。高円宮様ご夫妻にもご臨席賜りまして、私の恩師であります一番ヶ瀬泰子先生と中村優一先生に基調講演をしていただきまして、共に生きる社会を作っていこうということで、非常に盛り上がり、体制ができあがりまして。それを機会に、公共の施設にエレベータやエスカレータができたり、トイレが大きくなったり、大学の入試も調査しましたけれども、障害者が入学できるというように徐々にバリアが少しずつ低くなってきたということは、私が一生懸命やってきたことのひとつの自負でございます。

そういう前例があり、私がJKAからいろいろと助けていただきながらはじめた仕事が、相談事業です。相談に行っても子どものことだったらあっちへ、障害者だったらあっちへ、同じ役所の中でもフロアの違うところへ行かされる、違う建物へ行かされる。相談をじっくりして、それで必要な援助をきちっとすることがどんなに大事か、あっちへ行きなさい、こっちへ行きなさいでは解決になりませんので、相談事業を専門の先生方と協力してずっと行ってまいりました。電話又は面接でご相談を受けそして、なお専門的なご指導をすることが大きな柱でございます。面接にただ来て、援助を受けたり、相談するだけじゃなくて、中心になるリーダーにある程度の交通費ぐらいをあげることができれば、みんな目に見えて元気になり、目が輝いてきます。だらしなくしていた人がきれいにおしゃれして通ってくるようになります。毎週一回通ってくるグループのリーダー、いろいろなリーダーができました。平均年齢90ぐらいですけれど、まだ歩いていらっしやいますし、ミシンも踏みますし、施設の中のこと、地域のこと、全部していただいています。JKAなくして、生きがいのあるお年寄りの生活はなかったと思っています。それから朗読の人達は、一生懸命朗読のお勉強をして、テープに吹き込んで全国の視覚障害者へテープ雑誌を発送しております。大体月に2,000本ぐらい発行しておりますが、それをリードしてくださる先生も続けてやってくださるというのは、JKAのおかげだと思っています。

それから、なによりも最近大きな成果があるのは「若返りサークル」あるいは「介護予防教室」です。民間の社会福祉法人パールには、行政の援助はございません。私たちは、JKAのご支援のおかげで、これも東京都の元PTAの会長とそのお弟子さんたちが来てくださって、毎週一回集まります。平均年齢90ぐらいですけど、みんな元気で、輝いています。ご夫婦でいらっしやる方もいますし、おしゃれをして、美味しいものを召し上がって帰っていかれる。この成果はすごく大きく、これが90歳、80何歳とびっくりされるく

らいでして、本当にちょっとしたきっかけで、介護予防にもなり、人から援助を受けることを待つのではなくて、自ら率先して生きていくという実例がたくさんございます。この後の資料でも紹介してございます。

ここではお食事をお出ししていますが、どういうお料理をどう召し上がったならば、健康で長生きできるかというようなことを管理栄養士と相談いたしまして、若い管理栄養士は一生懸命勉強してそれを皆さんに伝えるというお仕事をしております。

ボランティアとそれから専門の先生方の互いのご指導によりまして、いろいろな疑問をぶつけまして、蓄積してまいります。こうして蓄積したものを、ただ勉強した人、質問した人、指導を受けた人だけの財産にしないで、私たちは、毎週火曜日にそれを発表する会をもっております。皆さんが先生方に、教えていただいたこと、経験したこと、いろいろなものをまとめ、言葉にして発表すること、そして、要旨をまとめたものを今度は記録に残し、残したものを、また大勢の人達に伝えるという、一人だけの勉強にしないで、毎週火曜日には全職員が情報を共有します。また、地域の人達にも、ケアマネさんとか、ワーカーさんたちに私たちが教えていただいたことを伝えることによって、5、60人のワーカーがおりますけれども、質の高い介護をいたしまして、在宅で最後を、自分の家で看取って終わりにすることができるというような高いレベルの福祉サービスができていることを、私は大変誇りに思っております。施設では、今年6人パールの中でお看取りしました。それから前の年は14人パールでお看取りしました。家族の方はとっても喜んでくださって、こんないいところで親を見ていただいて有り難いと。相談事業で得たいろんな情報を、みんなに伝え、伝えたものを実際にやってみてトレーニングして、やってみた成果を、また、みんなに事例発表すると、JKAの補助があり、そこから出た枝や花や葉っぱがいろいろところで相互作用して、この地域全体は非常にレベルが高くなって、職員もすばらしく育ってきているということを報告したいと思います。

目に見えたバリアフリーではなく、どういうふうにも人を大事にするか、どうすれば最後まで尊厳ある生活ができるのか、これは日々の勉強と、お互い分かち合う情報交換の結果、自然に人の質が高まり、文化が変わってくるのだと思います。アメリカに行ってみて、地域の中に溶け込んだ結果、私の子は元々は日本人ばいシャイな男の子でしたがアメリカの子どもたちに負けないよう頑張っ、今はインターナショナルに活躍しております。日本だけで育ったら、こうはならなかったと思います。私どものワーカーもみんな勉強したものを、みんな情報分かち合っ、体験してみ、自由発表しあっ、たくさんの撒いた種が大きく広がることによって、共に生きる、支え合う地域ができていきます。政府は近頃、地域包括ケアシステムということを行い、言葉はあちこち行き交っていますが、具体性に乏しい点があります。見守りと言っても、限られた人がちょっとと行って、どうだったという程度しかできていないのではと思いますが、私たちのワーカーたちには、事前に熱中症を予防し、助けられるだけの技術、能力、判断力があります。お家で38度の熱が出ている方がデイサービスにいらして、私たちの対応によってお家に帰るときには37度位に下がったり、お家の環境を整えることも研究して、単なるケアワーカー、ヘルパー

さんとして伺う、あるいは社会福祉士として伺うだけではなくて、具体的な成果を上げられることが、これまでの活動の蓄積による成果だと思います。

相談の内容は、ご自分たちの人間関係や家族関係や健康・医療の問題が主です。案外、健康と医療の問題に理解がなく、病気はお医者様にお薬をいただいたけば、それで治るとしか思っていないようですが、そうではありません。一番恐ろしいのは、誰でもなる可能性のある「廃用症候群」でして、しっかりした対応ができていない場合には、人間は食べなくて、歩かなくて、笑わなくて、人と話しなくて、籠っていたら、心身の機能が著しく低下します。それがちょっとしたきっかけで、人と話をしたり、笑ったり、身体を動かしたり、栄養のあるものをバランス良く食べたり、水分を十分補給したりということになりますと、みるみる目に見えて元気になります。皆さま方もどうか、籠らないで、みんなと仲良く、身体を動かして、元気に生涯を終わっていただきたいと思っております。

相談医療の成果は意外に大きく、この介護予防教室も皆さん工夫しておしゃれをしていらっしゃるようで、顔は輝いています。もし、ご覧になりたい方は土曜日にいらっしやるとご一緒にできるかと思えます。一人ひとりの個人の状態に応じて、プランを作っています。先生の方が参っちゃうぐらい、80、90の方が元気です。皆さんおしゃれして、きれいにいらっしゃる。みんなで料理を作る練習をしてみたり、一緒にお菓子を作ってみたり。男の方も女性の中に入ってくると、ちゃんとした格好をしていらっしゃる。皆さんの前に来るとちゃんとなさるし、素敵なんです。みんなと共に生きる地域環境を作ることが、どんなに人間が輝いてくるかということの実証ではないかと思っております。こういうものをまとめて、「あなたの相談室 Q&A」というのを毎年、お出ししています。施設ボランティアで多くの方に手伝いに来てもらいまして、子どもたちは来ることによって、お年寄りというものを理解します。一度もおじいちゃん、おばあちゃんと話をしたことが無いというような人たちがお話をし、また、お年寄りが若い子どもを見ると目が輝いて喜びます。障害者の方たちの自立支援に朗読をしたり、料理相談もしています。配食サービスでは年金生活者が毎日、365日お食事を運んでいます。俳句の会ではいろいろな気持ちを言葉に表して、互いにみんなで評価し合って、毎月出す「社活研」ニュースに寄稿しております。子育て支援も、親が遠いところにおいて一緒に子育てができない、相談をするひとがないという方が非常に多いので、その方たちからご相談を受けたり、一緒に子供と遊んでそのヒントを得たりするのは、日本女子大の元助教授が一生懸命やっています。国から予算は付かないんですけども、相談というのを定款に入れるようにということで研修を受けまして、パールの定款の中に相談が改めて入りました。

後は、公務員の上級公務員に合格した人、学校の先生の試験を受ける前の方、あるいは、企業に就職した人たちが最初に研修に来る、年に1回、月に1回、企業としてボランティアに来るという方たちが増えてきました。こうやって、共に生きる地域社会を作るのは、私たちが門戸を開き、ちょっとしたリーダーを育てることによって、今の成果があるのかなと思います。以上で終了します。

<質疑>

委員長：何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

F 委員：場所は、渋谷のあたりですね。高級住宅街のような気がします、いらっしゃる方というのは、比較的生活のゆとりのある人ですか。

新谷様：渋谷と代官山の駅のちょうど真中にあります。この予防教室は、リーダーの先生にはいくらかの交通費は出しますが、参加者には何も出ませんので、ご自分で食事代と教材代ぐらいは払える方がいらっしゃいます。介護保険も、区の補助も何もございませんので。ご自分で 1500 円前後のお金が払える方です。

F 委員：1,500 円ぐらい出して、食事をして、ご自分で帰るといふかたちになるわけですね。

新谷様：お一人で来られない方は、ボランティアが車でお送りもします。ご自分で歩いていらっしゃる方、あるいは、バスがすぐ前に、鉢山交番前で止まりますので、バスに乗っていらっしゃる方もいますし、バスでいらして、帰りだけお送りするとか、できるだけことはさせていただいております。生活レベルの高い方が多いと思いますが、地域ですからいろんな方がいらっしゃいますし、みんなと仲良くして、いたわりあっています。

F 委員：それから先ほど、看取るという話がありましたけど、どこで、看取るのでしょうか。

新谷様：施設に入所の方は施設の中で、お看取りします。在宅はお家で、最期までお看取りします。独居老人でもお看取りしています。ご本人の意思と家族の意思でお家で最期まで過ごしたいという場合には。

F 委員：看取るというのは、そばにいてあげるということですか。

新谷様：看取りといいますが、24 時間ずっとそばにいることを想像されるかもしれませんが、今、介護保険ではそんなに長い時間は対応できませんし、行けば、朝昼晩の 3 回ぐらい、間を 2 時間以上開けます。ですから、その間はボランティアの見回りが行ったり、あるいは本人が、次に行ったときに亡くなってもいい、自分はこのベッドで死にたいという方には、ご本人やご家族とインフォームドコンセントを行いご意思が固まったところは、そのプランに従います。朝行ったら冷たくなっていたということがあっても、それは父の希望です、これでよいですとご家族もおっしゃいますし、その間はあつい介護をいたします。遅いときには、夜遅くなっても心配な時は回っていきますし、コールがあれば、訪問ドクターも飛んで行きます。

F 委員：わかりました。プランを作っておくわけですね。

新谷様：きちっとプランを作っておきます。

委員 長：個々の福祉サービスの他に、こういう都会の地域の中で、ネットワーク作りとか、それに関する計画とか、あるいは実行されていることはございますか。

新谷様：組織的な大きなネットワークというわけではありませんが、地域の主たる方たちは、協力して来てくださいます。見守りは区も関わってくださいますし、プラス、民生委員とか皆さん方とも連携しています。心配になったら民生委員にちょっと見てきてくださいとお願いしたら見てきてくださって、ナースが出動したり、ということは行っています。それは組織的ではありませんが、ネットワークは広がってきていると思います。

委員 長：他に、ございませんでしょうか。それでは社会福祉法人パールのプレゼンテーションを終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきます。

以上。